第二十八条第一項中「性別」の下に「（第三十五条第一項の規定により同項第三号に掲げる事務を機構が行う場合には、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所及び個人番号）」を加える。

第三十五条中「地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）」を「機構」に改め、同条第二項中「第二号」の下に「、第五号」を加える。

第四十八条第一項中「区長」の下に「及び総合区長」を加え、同条第二項の表第十一条第四項の項中「区長が」を「区長（総合区長を含む。第三十五条第一項において同じ。）が」に改め、同表第三十五条第一項第五号の項中「当該区」の下に「（総合区を含む。第三十七条第一項において同じ。）」を加え、同表第三十七条の項中「第三十七条」を「第三十七条第一項」に改める。

附　則

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。ただし、第四十八条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○総務省令第百十一号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、総務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

総務大臣　山本　早苗

総務省定員規則の一部を改正する省令

総務省定員規則（平成十三年総務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「四、六〇六人」を「四、六〇五人」に改め、同表合計の項中「四、七七六人」を「四、七七五人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

○総務省令第百十二号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

総務大臣　山本　早苗

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「三人」を「二人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

○法務省令第五十八号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日

法務大臣　岩城　光英

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「法第二十六条の三第一項」を「第二十六条の三第一項」に改め、「及び第二十七条第一項」を削る。

第十九条第五項第一号中「風俗営業若しくは店舗型性風俗特殊営業が営まれている営業所において行うもの又は無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する」に改める。

第二十七条第一項を次のように改める。

法第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は法第六十一条の二の十二第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者は、法第二十五条第一項の規定により出国の確認を受けようとするときは、別記第三十七号の十九様式による書面一通を入国審査官に提出しなければならない。

第二十七条第二項中「前項の手続を行うに当たつて、」を削り、「受けた者は」の下に「、法第二十五条第一項の規定により出国の確認を受けようとするときは」を、「在留資格取消通知書を」の下に「入国審査官に」を加え、同条第三項中「第一項の手続を行うに当たつて、」を削り、「受けた者は」の下に「、法第二十五条第一項の規定により出国の確認を受けようとするときは」を、「出国命令書を」の下に「入国審査官に」を加え、同条第六項中「第一項の外国人」を「法第二十五条第一項の規定により出国の確認を受けようとする外国人」に改める。

第二十九条の二第一項及び第二十九条の三第一項中「同項の規定により」を削る。

第六十一条の三第一項第二号中「又は第四項」を「、第五項又は第九項」に改め、同項第三号中「第五項」を「第七項」に改める。

別表第三留学の項の下欄第四号中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同欄第五号中「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

別表第三の五留学の項の下欄第一号中「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を、「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

別表第四法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動（留学）の項の下欄第三号イ中「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を、「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。